

公益社団法人 京田辺市シルバー人材センター適正就業基準

(目的)

第1条 この基準は、公益社団法人京田辺市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員就業規約第6条の規定に基づき、会員の就業に関して、シルバー人材センターの基本理念「自主・自立・共働・共助」のもと、会員の就業機会や就業の格差を可能な限り是正し、会員への公平な就業機会の提供及び、健康管理と安全を確保する為に、必要な事項を定めるものとする。

(就業人員)

第2条 就業場所における就業人員の上限は設けないものとする。

(仕事の種類)

第3条 センターで請負う仕事は、契約期間が1カ月以内の作業を単発作業、契約期間が1カ月以上の作業を継続作業とする。

(就業の基準)

第4条 センターが提供する継続作業の就業は、次のとおりとする。

ただし、宿直業務には適用しない。

2 就業時間は、次の各号のとおりとする。

- ① 1日の実就業時間は、概ね7時間以内。
- ② 1週の実就業時間は、概ね20時間以内。
- ③ 1カ月の実就業時間は、概ね80時間以内。

3 就業日数は、概ね月15日以内とする。

ただし、就業時間が週20時間以内の場合は、15日を超えて就業することができる。

(ローテーションの確立)

第5条 ローテーション就業とは、シルバー人材センターの「自主・自立・共働・共助」の基本理念に基づき、一つの作業箇所において、複数の会員で順番に作業を行うことをいう。

(就業の中止)

第6条 センターは、発注者より就業会員が就業遂行上、適正を欠くと申し出があ

った場合は、その会員の就業を中止する。

2 センターは会員が何らかの理由により、就業できない期間が1ヶ月を超える場合は就業を中止し、他の会員と就業を交代するものとする。

(重複就業)

第7条 各班において、就業可能な会員がいない場合等は、班の所属を越えて就業することができる。ただし、第4条の範囲とする。

(基準の改廃)

第8条 この基準の改廃は、適正就業検討委員会で審議のうえ、理事会において決定する。

(委任)

第9条 この基準の定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定め、必要に応じ理事会に報告する。

附 則

この基準は平成24年12月20日から施行する。

附 則

この基準は平成26年12月19日から施行する（第6条関係）。

附 則

この基準は平成27年12月22日から施行する
(第2条、第4条、第5条、第6条、第9条関係)